

○総務省令第百号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百八十七号）の施行に伴い、並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第一条、第三条第四号及び第十九条第二項の規定に基づき、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

総務大臣 山本 早苗

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部を改正する省令

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）の一部を次のように改正する。
第三条を削る。

第二条に見出しとして「（投票及び開票に関するその他の事項）」を付し、同条中「最高裁判所裁判官国民審査法及び同法施行令その他同法に基づいて発する」を「法及び令並びにこれらに基づく」に、「最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査」を「審査」に改め、同条を第四条とする。

第一条に見出しとして「（投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製）」を付し、同条中「投票録、」を「法第一条に規定する審査（以下「審査」という。）の投票録、審査の」に改め、「これを」を削り、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（審査予定裁判官に関する通知事項）

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号。以下「法」という。）別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の法第一条に規定する裁判官（以下「裁判官」という。）を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

（審査に付される裁判官に関する通知事項）

第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、法別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

本則に次の一条を加える。

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

第五条 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第六号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日（以下この条において「任命年月日」という。）が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

別記（投票録様式）その一備考2及び9中「第2条」を「第4条」に改める。

別記（開票録様式）を次のように改める。

別記（開票録様式）（別添①）

別記（審査分会録様式）を次のように改める。

別記（審査分会録様式）（別添②）

附 則

1 この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第

九十四号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年一月一日)から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。